

平成 31 年 3 月 20 日
健 発 0320 第 1 号

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 48 号）については、本日別紙 1 のとおり公布され、施行された。改正の概要は下記のとおりである。

また、これに伴い、別紙 2 のとおり「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」を改正する。

貴職におかれては、これらについて貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。以下同じ。）へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

第一 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

1 改正の概要

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）については、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 247 号）附則第 2 項及び第 3 項に基づき、平成 26 年 10 月から定期接種の対象疾病として追加され、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳になる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、さらに平成 26 年度中においては、平成 25 年度末に 100 歳以上の者に対し、経過措置として定期の予防接種を実施している。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論を踏まえ、予防接種法施行令の一部を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間の時限措

置として、平成 31 年度から平成 35 年度までの間は、各当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、さらに平成 31 年度中においては、平成 30 年度末に 100 歳以上の者に対し、肺炎球菌感染症に係る定期接種を行うことを規定する。

2 施行期日

公布の日（平成 31 年 3 月 20 日）

第二 接種率向上のための取り組みについて

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における審議結果を踏まえ、引き続き定期接種の対象者を拡大すること等について周知啓発を行うとともに、予防接種を受けやすい環境の整備を行い、接種率向上に取り組むこと。周知啓発にあたっては、高齢者肺炎球菌感染症について、接種機会は 1 回のみであること、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間に 1 年間のみ定期接種の対象となること等、制度趣旨についても御理解いただけるよう留意すること。